

当座勘定規定（専用約束手形口用）

令和8年8月現在
（令和8年8月31日 改定）

1.（当座勘定への受入れ）

（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和9年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形又は小切手は受入れません。

（2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。

当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

（4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2.（証券類の受入れ）

（1）証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

（2）当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3.（本人振込み）

（1）当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。

ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

（2）当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（第三者振込み）

（１）第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第２条と同様に取扱います。

（２）第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第３条と同様に取扱います。

5.（受入証券類の不渡り）

（１）前３条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、ただちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。

ただし、第４条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第１項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

（２）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6.（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7.（手形の支払）

（１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。なお、手形を令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

（２）前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

（３）当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。

（４）前項の払戻しの手続に加え、この当座勘定の払戻しをうけることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示および確認するための手続等を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. (手形用紙)

(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、手形は令和8年9月30日までに振り出してください。

(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうち、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

(3) 専用約束手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。

(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. (支払の範囲)

(1) 呈示された専用約束手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

(2) 呈示された専用約束手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。

ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

(3) 専用約束手形のお金額の一部支払はしません。

10. (支払の選択)

同日に数通の専用約束手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

11. (過振り)

(1) 第9条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしただちにその不足金を支払ってください。

(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年18.25% (年365日の日割計算) とし、

当金庫所定の方法によって計算します。

(3) 第1項により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

(4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12. (印鑑等の届出)

(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

13. (届出事項の変更)

(1) 専用約束手形、専用約束手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (印鑑照合等)

(1) 専用約束手形、請求書、諸届け書類等を使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その専用約束手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 専用約束手形として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱

いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

15. (振出日、受取人記載もれの手形)

(1) 専用約束手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。

もし、振出日または受取人の記載のない専用約束手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (自己取引手形等の取扱い)

(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (利息)

当座預金には利息をつけません。

18. (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

20. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等（以下「預金者情報等」といいます。）を適切に把握するため、各種確認や資料の提出を求めることがあります。

また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速や

かに当金庫に届出てください。

(2) 下記のいずれか一つでも該当する場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- ① 預金者から正当な理由なく指定した期限までに各種確認や資料の提出をいただけない場合
- ② 預金者から預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合
- ③ その他預金者がこの規定に違反した場合
- ④ 預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

当該預金者において当金庫に届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

21. (解約等)

(1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) 当金庫は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

① 当座勘定取引口座開設依頼時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設または利用されたことが明らかになった場合

③ この預金の預金者が第19条に違反した場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者の回答や預金者について確認した事項および預金者情報等に偽りがあることが明らかになった場合

⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑦ 第1号から第6号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

⑧ 当金庫が預金者または取引について、当金庫が定める適切な顧客管理を実施できないと判断した場合

(3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4) 前項のほか、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(5) 本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(6) 第1項から第4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、払戻請求書と届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

（７）届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときもしくは預金者が到達を妨げたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（８）手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

（９）専用約束手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年３月と９月の当金庫所定の日においてこの当座勘定の受払が６か月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。

また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

22. （取引終了後の処理）

（１）この取引が終了した場合には、その終了前に振出された専用約束手形であっても当金庫はその支払義務を負いません。

（２）前項の場合には、未使用の専用約束手形用紙はただちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

23. （手形交換所規則による取扱い）

（１）この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

（２）関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第７条の第１項にかかわらず、呈示期間を経過した専用約束手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

（３）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

24. （成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、ただちに書面によって届出てください。

（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、ただちに書面によって届出てください。

（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

25. （保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または、当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。

④ 第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当

金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

26. （手数料）

（１）この当座勘定専用約束手形口（以下「マル専」といいます。）の開設時には当金庫所定の手数料を支払ってください。

（２）マル専手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。

（３）この預金に当金庫所定の枚数を超える紙幣・硬貨にて預入れをされる場合、当金庫所定の手数料を支払ってください。

（４）この預金から当金庫所定の枚数を超える金種指定による払戻しをされる場合、当金庫所定の手数料を支払ってください。

27. （規定の変更等）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

約束手形用法

１．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。

住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。

なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。

(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。

8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。

ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

GAMAGORI SHINKIN BANK

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆

	5		6		7			8		9	
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖

	10		100		1,000				10,000	
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

The image shows two examples of promissory notes (約束手形) from Gamagori Shinkin Bank. The left note is for an amount of ¥1,234,500 and the right note is for an amount of ¥1,234,500. Both notes include fields for the amount, date, and bank information. The right note also includes a signature field with the name '何某' (Hei Kaku).

以上